3.5 事前調査結果の札幌市への報告

関係規程：法第18条の15第６項 ／ 法施行規則第16条の11第１～４項 ／ 国マニュアル「２．２．７」、「４．３．７」

一定規模の解体等工事の元請業者（又は自主施工者）は、事前調査結果を札幌市へ報告する必要があります。報告対象については、19ページのイメージ図もご確認ください。

報告対象 ※1 ※2	①作業対象となる床面積が合計80㎡以上の建築物の解体工事 ②作業に係る請負代金※3が合計100万円以上の建築物の改修工事 ③請負代金※3が合計100万円以上の工作物※4の解体・改修工事	
報告方法	原則、国の「石綿事前調査結果報告システム」を通じて報告します。 ただし、システムの使用が困難な場合は、法施行規則の「様式第3の4」を使用して報告します※5。	
報告期限	事前調査後に速やかに（遅くとも解体等工事に着手する前まで）	
報告事項	●解体等工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
	●事前調査を終了した年月日	
	●解体等工事の場所	
	●解体等工事の名称及び概要	
	●解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日※6	
	●特定粉じん排出等作業の開始時期※7	
	●解体等工事の実施の期間	
	●建築物の解体作業を伴う建設工事に該当するときは、作業の対象となる床面積の合計	
	●設計図書等に記載されている設置年月日により明らかにアスベスト非含有と判明せず、事前調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関等の名称	※9
	●解体等工事に係る建築物等の概要	
	●分析調査による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	
	●建築物を改造・補修する作業を伴う建設工事又は特定の工作物を解体し、改造・補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、作業の請負金額の合計額	
	●解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料の種類※8	
	●解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料が特定建築材料に該当するか否か（特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及び該当しないときは、その根拠の概要	

※１　石綿障害予防規則では、「船舶（総トン数20トン以上の船舶に限る。）の解体・改修工事」も報告対象となります。詳細は労働基準監督署に確認ください。

※２　建築物と工作物が混在するものの解体工事又は改修工事を一括で請け負っている場合は、次のア又はイのいずれか１つでも該当する場合には報告を行う必要があります（報告自体は、工事全体をまとめた報告で差し支えありません）。

ア 建築物の解体工事に係る部分の床面積の合計が 80 ㎡ 以上である場合

イ 建築物及び工作物の両方を含めた工事全体の請負代金の額が 100 万円 以上である場合

※３　材料費を含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含まず、消費税を含む額になります（令和２年11月30日付施行通知）。また、自主施工者が施工する場合は、請負人に施工させた場合の適正な請負代金相当額を指します。

※４　特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める次の工作物（特定工作物）に限ります（令和２年環境省告示第77号、令和５年６月環境省告示第48号）。

反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）、焼却設備、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）、発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む。）、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）

※５　システムを利用せずに報告を行う場合、大気汚染防止法に基づく届出のほかに、別途、石綿障害予防規則に基づく届出を所管の労働基準監督署に提出する必要があります。

※６　設備の設置の工事着手年月日等から明らかにアスベスト非含有と判明したガスケット又はグランドパッキンがある場合（「３．１　事前調査の方法」の「アスベストの使用が禁止されていた建築物等」参照）は、その「建築材料を設置した年月日」の報告も必要です。

※７　特定工事に該当しない解体等工事（アスベスト含有建材が一切ない工事）の場合は、この事項の報告は不要です。

※８　解体等工事に係る建築物等の構造上、解体等工事に着手する前に目視することができない箇所があった場合は、解体等工事に着手した後に目視が可能となった時点で調査を行い、再度報告を行います。

※９　建築物等の設置の工事着手年月日等から明らかにアスベスト非含有と判明した場合（「3.1 事前調査の方法」の「アスベストの使用が禁止されていた建築物等」参照）は、これらの事項の報告は不要です。

石綿事前調査結果報告システムの使用方法等

事前調査結果は、下記URLから「石綿事前調査結果報告システム」にアクセスし、システムを通じて報告してください。なお、システムを利用するためには、事前に国の行政サービス共通認証システム「gBizID」への登録が必要となります。

●石綿事前調査結果報告システム

https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp

※システムの利用方法の概要については、次ページで紹介する厚生労働省YouTubeチャンネルを参照ください。

※システムに関するお問い合わせは、ヘルプデスク（システム内のお問い合わせ画面）から行うことができます。

●gBizID　登録サイト

https://gbiz-id.go.jp

＜システム画面イメージ＞

●石綿事前調査結果報告システム　動画マニュアル（厚生労働省YouTubeチャンネル）

＜再生リスト＞

https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWhMNnKAReBBnRgMkE4C6AVy

○ご説明動画（1/4）	・ システムへのログイン ①元請事業者の入力
○ご説明動画（2/4）	②請負事業者の入力 ③事前調査結果の入力
○ご説明動画（3/4）	④申請内容の確認 ⑤登録完了
○ご説明動画（4/4）	・ 登録済み申請情報の検索・変更

様式第３の４

事前調査結果報告書

年　　月　　日

都道府県知事
市　　長　殿

報告者　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

電話番号
メールアドレス

事前調査の結果について、大気汚染防止法第 18 条の 15 第６項の規定により、次のとおり報告します。

解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	〒　－		
解体等工事の場所	〒　－		
解体等工事の名称			
解体等工事の概要			
解体等工事の実施の期間	自　年　月　日 至　年　月　日	※整理番号	
		※受理年月日	年　月　日
特定粉じん排出等作業の開始時期		※審査結果	
建築物等の設置の工事に着手した年月日	年　月　日		
建築物等の概要	建築物（耐火・準耐火・その他） （木造・RC 造・S 造・その他） 延べ面積　　㎡ 階数（地上　階、地下　階）		
	その他工作物		
解体の作業の対象となる床面積の合計		※備考	
解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計			
事前調査を終了した年月日	年　月　日		
書面による調査及び目視による調査を行つた者	氏名		
	講習実施機関の名称	（一般・特定・一戸建て等・その他）	
分析による調査を行つた箇所			
分析による調査を行つた者の氏名及び所属する機関又は法人の名称			

※　本報告は原則、石綿事前調査結果報告システムを用いて行います。

建築材料の種類	事前調査の結果			特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠
	石綿有	みなし	石綿無	①目視　②設計図書等（④を除く。） ③分析　④建築材料製造者による証明 ⑤建築材料の製造年月日
吹付け材	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
保温材	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
煙突断熱材	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
屋根用折版断熱材	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
耐火被覆材（吹付け材を除き、けい酸カルシウム板第２種を含む。）	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
仕上塗材	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
スレート波板	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
スレートボード	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
屋根用化粧スレート	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
けい酸カルシウム板第１種	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
押出成形セメント板	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
パルプセメント板	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
ビニル床タイル	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
窯業系サイディング	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
石膏ボード	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
ロックウール吸音天井板	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
その他の材料	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□

備考　１　解体の作業の対象となる床面積の合計の欄は建築物の解体作業を伴う建設工事の場合、解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計の欄は建築物の改造若しくは補修作業を伴う建設工事又は工作物の解体、改造若しくは補修作業を伴う建設工事の場合に記載すること。

２　講習実施機関の名称の欄には、書面による調査及び目視による調査を行わせた者が、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第１号）第２条第２項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は一般、同条第３項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は特定、同条第４項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者に該当する場合は一戸建て等に印を付すとともに、同規程に基づく講習の実施機関の名称を記載し、一般建築物石綿含有建材調査者及び特定建築物石綿含有建材調査者と同等以上の能力を有する者と認められる者に該当する場合は、その他に記しを付すとともに、これを明らかにする事項を記載すること。

３　事前調査の結果及び特定建築材料に該当しない場合の事前調査の方法の欄は、解体等工事の対象となる建築物等に使用されている全ての建築材料について該当箇所に印を付すこと。

４　事前調査の結果の欄は、大気汚染防止法施行規則第 16 条の５第３号の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、大気汚染防止法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する措置を講ずる場合についてはみなしの箇所に印を付すこと。

５　特定建築材料に該当しない場合の事前調査の方法の欄は、該当する事前調査の方法が複数ある場合は、その全ての箇所に印を付すこと。

６　※印の欄には、記載しないこと。

７　報告書の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格Ａ４とすること。

3.6　事前調査結果等の掲示

関係規程：法第18条の15第５項　／　法施行規則第16条の４、第16条の９～第16条の10　／
国マニュアル「２．２．４.⑵」、「２．２．６.⑶」、「４．６．１～４．６．３」

解体等工事の元請業者（又は自主施工者）は、解体等工事を行う際に、アスベスト含有建材の有無に関わらず、事前調査結果等を公衆の見やすい場所に掲示する必要があります。

掲示時期	解体等の作業の開始から終了まで。
掲示場所	作業場に接道する敷地への入口等、公衆の見やすい場所に掲示してください。 公衆が立ち入ることのできない工事現場の奥に掲示することは不適となります。
掲示の大きさ	長さ42.0cm以上、幅29.7cm以上（Ａ３用紙以上の大きさ）の大きさとし、文字の大きさも公衆に見やすいよう十分に配慮してください。

掲示事項	作業対象のアスベスト含有建材のレベル※1		
	１・２	３	なし
●事前調査の結果	○	○	○
●解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	○	○	○
●事前調査を終了した年月日	○	○	○
●事前調査の方法	○	○	○
●特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類	○	○	
●特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	○	○	
●特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所	○	○	
●特定粉じん排出等作業の実施の期間	○	○	
●特定粉じん排出等作業の方法	○	○	
●特定粉じん排出等作業実施届出書の届出年月日及び届出先	○		

※１　アスベスト含有建材のレベルに応じて、「○」のある事項について掲示が必要となります。

こんな不備が多いです！

●解体作業に着手しているのに掲示がない。または、作業が終了する前に外してしまう。
●調査した建材をすべて記載していない。●調査者資格番号などの未記載。

調査結果等の掲示（例）（レベル１～２建材に係る工事の場合）

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

記載例:レベル1・2あり

石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、以下のとおり、お知らせします。
なお、本工事は、以下の報告・届出を行っています。

- 石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告
- 労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二)の規定による計画の届出
- 大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出

事業場の名称		札幌市役所第2庁舎解体工事
届出先及び届出年月日	札幌(中央・東)労働基準監督署	令和8年4月1日
	札幌市環境局環境対策課	令和8年4月1日
調査終了年月日		令和8年3月15日
看板表示日		令和8年4月10日
解体等工事期間		令和8年4月10日 ～ 令和8年6月30日
石綿除去(特定粉じん排出)等作業の期間		令和8年4月15日 ～ 令和8年5月10日
作業対象の石綿含有建材		■レベル1 ■レベル2 ■レベル3 □石綿含有建材なし

調査方法の概要(調査箇所)

【調査方法】■書面調査 ■現地調査 ■分析調査
【調査箇所】
建物全体(1階～4階、外壁、軒天、屋上)
ボイラー

調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)
※判断根拠:①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日

【石綿含有あり(みなし含む)】
・1階機械室:吹付け石綿③
・1階機械室:保温材(含有とみなし)
・エレベータシャフト:吹付け石綿③ ・軒天:けい酸カルシウム板第1種③
・1～4階 床:ビニル床タイル③ ・天井:フレキシブルボード④・外壁 仕上塗材・下地調整塗材③
・ボイラー:保温材(含有とみなし)
・ボイラー:パッキン(含有とみなし)

【石綿含有なし】
・1～4階トイレ内PS 保温材③
・ボイラー:ガスケット④⑤

石綿除去(特定粉じん排出)等作業の方法

石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法		■除去 □囲い込み □封じ込め □その他
排気集じん装置	機種・型式・設置数	型式:XXX-2000、設置台数:2台、
	排気能力(m³/min)	排気能力:96m3/min
	使用するフィルタの種類及びその集じん効果	HEPAフィルタ(捕集効率:99.97%、 粒子径:0.3μm)
使用する資材及びその種類		粉じん飛散抑制剤○○○○、粉じん飛散防止処理剤○○○○、床隔離用プラスチックシート(厚さ0.15mm)、その他隔離用プラスチックシート(厚さ0.10mm)等
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		仕上塗材は剥離剤併用手工具ケレン工法で除去。 ボード類は必要に応じて養生・湿潤化。 パッキンは湿潤化。

※A3サイズ以上で掲示してください。

発注者又は自主施工者

【氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)】
株式会社市役所建築設計 代表取締役 札幌 一郎
【住所】
札幌市中央区北1条西2丁目○-○

元請業者(工事の施工者かつ調査者)

【氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)】
株式会社市役所解体工業 代表取締役 札幌 次郎
【住所】
札幌市中央区北1条西2丁目○-○

【現場責任者氏名】 株式会社市役所解体工業 札幌 三郎
【石綿作業主任者】 株式会社市役所解体工業 札幌 四郎
【連絡場所TEL】 011-211-XXXX

調査者(事前調査・分析等の実施者)

【氏名又は名称及び住所】
①事前調査・試料採取を実施した者
・ 特定建築物石綿含有建材調査者
市役所調査株式会社 札幌 五郎 登録番号 ○○○○
札幌市中央区北1条西2丁目△ー△
・ 工作物石綿事前調査者
市役所調査株式会社 大通 美咲 登録番号 ◎◎◎◎
札幌市中央区北1条西2丁目△ー△

②分析を実施した者
○○講習△△コース合格認定者
市役所分析株式会社 札幌 六郎 登録番号 ◇◇◇◇
札幌市中央区北1条西2丁目□ー□

その他必要事項・条例等の届出年月日

※ 本様式は本マニュアル表紙のURL先からダウンロードできます。

調査結果等の掲示（例）（レベル３建材に係る工事の場合）

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

記載例:レベル3建材のみ

石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、以下のとおり、お知らせします。
なお、本工事は、以下の報告・届出を行っています。

- ■ 石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告
- □ 労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二)の規定による計画の届出 →(届出不要)
- □ 大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出 →(届出不要)

事業場の名称		札幌市役所第2庁舎解体工事
届出先及び届出年月日	札幌(中央・東)労働基準監督署	
	札幌市環境局環境対策課	
調査終了年月日		令和8年3月15日
看板表示日		令和8年4月10日
解体等工事期間		令和8年4月10日 ～ 令和8年6月30日
石綿除去(特定粉じん排出)等作業の期間		令和8年4月15日 ～ 令和8年5月10日
作業対象の石綿含有建材		□レベル1 □レベル2 ■レベル3 □石綿含有建材なし

発注者又は自主施工者

【氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)】
株式会社市役所建築設計 代表取締役 札幌 一郎

【住所】
札幌市中央区北1条西2丁目○-○

元請業者(工事の施工者かつ調査者)

【氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)】
株式会社市役所解体工業 代表取締役 札幌 次郎

【住所】
札幌市中央区北1条西2丁目○-○

【現場責任者氏名】株式会社市役所解体工業 札幌 三郎
【石綿作業主任者】株式会社市役所解体工業 札幌 四郎
【連絡場所TEL】 011-211-XXXX

調査方法の概要(調査箇所)

【調査方法】■書面調査 ■現地調査 ■分析調査
【調査箇所】
建物全体(1階～4階、外壁、軒天、屋上)
ボイラー

調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)
※判断根拠:①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日

【石綿含有あり(みなし含む)】
・軒天:けい酸カルシウム板第1種③
・外壁:仕上塗材・下地調整塗材③
・1～4階 床:ビニル床タイル③
・天井:フレキシブルボード④
・ボイラー:パッキン(含有とみなし)

【石綿含有なし】
・1階機械:吹付け石綿③
・1階機械室及び1～4階トイレ内PS:保温材③
・エレベータシャフト:吹付け石綿③
・ボイラー:ガスケット④⑤

調査者(事前調査・分析等の実施者)

【氏名又は名称及び住所】
①事前調査・試料採取を実施した者
・ 特定建築物石綿含有建材調査者
市役所調査株式会社 札幌 五郎 登録番号 ○○○○
札幌市中央区北1条西2丁目△ー△
・ 工作物石綿事前調査者
市役所調査株式会社 大通 美咲 登録番号 ◎◎◎◎
札幌市中央区北1条西2丁目△ー△

②分析を実施した者
○○講習△△コース合格認定者
市役所分析株式会社 札幌 六郎 登録番号 ◇◇◇◇
札幌市中央区北1条西2丁目□ー□

石綿除去(特定粉じん排出)等作業の方法

石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法		■除去 □囲い込み □封じ込め □その他
排気集じん装置	機種・型式・設置数	
	排気能力(㎥/min)	
	使用するフィルタの種類及びその集じん効果	
使用する資材及びその種類		剥離剤○○○○、粉じん飛散抑制・防止処理剤○○○○、床隔離用プラスチックシート(厚さ0.15mm)、その他隔離用プラスチックシート(厚さ0.10mm)等
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		仕上塗材は剥離剤併用手工具クレン工法で除去。 ボード類は必要に応じて養生・湿潤化。 パッキンは湿潤化。

その他必要事項・条例等の届出年月日

※A3サイズ以上で掲示してください。

※ 本様式は本マニュアル表紙のURL先からダウンロードできます。

調査結果等の掲示（例）（アスベスト建材が一切ない工事の場合）

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

記載例:石綿含有建材なし

石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、以下のとおり、お知らせします。
なお、本工事は、以下の報告・届出を行っています。

- ■ 石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告
- □ 労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二)の規定による計画の届出 →(届出不要)
- □ 大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出 →(届出不要)

事業場の名称		札幌市役所第2庁舎解体工事
届出先及び届出年月日	札幌(中央・東)労働基準監督署	
	札幌市環境局環境対策課	
調査終了年月日		令和8年3月15日
看板表示日		令和8年4月10日
解体等工事期間		令和8年4月10日 ～ 令和8年6月30日
石綿除去(特定粉じん排出)等作業の期間		
作業対象の石綿含有建材		□レベル1 □レベル2 □レベル3 ■石綿含有建材なし

発注者又は自主施工者

【氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)】

【住所】

元請業者(工事の施工者かつ調査者)

【氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)】
株式会社市役所解体工業 代表取締役 札幌 次郎

【住所】
札幌市中央区北1条西2丁目○-○

【現場責任者氏名】株式会社市役所解体工業 札幌 三郎
【石綿作業主任者】 ー
【連絡場所TEL】 011-211-XXXX

調査方法の概要(調査箇所)

【調査方法】■書面調査 ■現地調査 ■分析調査
【調査箇所】
建物全体(1階～4階、外壁、軒天、屋上)
ボイラー

調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)
※判断根拠:①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日

【石綿含有あり(みなし含む)】

【石綿含有なし】
・1階機械室:吹付け石綿③、・1階機械室:保温材③、・外壁:仕上塗材・下地調整塗材③、
・軒天:けい酸カルシウム板第1種③、・1～4階トイレ内PS:保温材③、
・1～4階 床:ビニル床タイル③ 天井:フレキシブルボード④
・ボイラー:ガスケット④⑤
・ボイラー:パッキン④⑤

調査者(事前調査・分析等の実施者)

【氏名又は名称及び住所】
①事前調査・試料採取を実施した者
・ 特定建築物石綿含有建材調査者
市役所調査株式会社 札幌 五郎 登録番号 ○○○○
札幌市中央区北1条西2丁目△ー△
・ 工作物石綿事前調査者
市役所調査株式会社 大通 美咲 登録番号 ◎◎◎◎
札幌市中央区北1条西2丁目△ー△

②分析を実施した者
○○講習△△コース合格認定者
市役所分析株式会社 札幌 六郎 登録番号 ◇◇◇◇
札幌市中央区北1条西2丁目□ー□

石綿除去(特定粉じん排出)等作業の方法

石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法		□除去 □囲い込み □封じ込め □その他
集じん装置・排気	機種・型式・設置数	
	排気能力(㎥/min)	
	使用するフィルタの種類及びその集じん効果	
使用する資材及びその種類		
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		

その他必要事項・条例等の届出年月日

※A3サイズ以上で掲示してください。

※ 本様式は本マニュアル表紙のURL先からダウンロードできます。

4 作業計画の作成、実施の届出

4．1 作業計画の作成

関係規程：法第18条の14 ／ 法施行規則第16条の４ ／ 国マニュアル「２．２．４.⑴」、「４．４．１～４．４．２」

特定工事の元請業者（又は自主施工者）は、特定粉じん排出等作業の開始前に作業計画を作成する必要があります。

また、作成した作業計画は当該作業を行う全ての作業者に周知されなければならず、作業は作業計画に従って行う必要があります。

対象作業	全ての特定粉じん排出等作業※1
作成時期	特定粉じん排出等作業の開始前まで
作業計画の内容	●特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
	●特定工事の場所
	●特定粉じん排出等作業の種類
	●特定粉じん排出等作業の実施の期間
	●特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
	●特定粉じん排出等作業の方法
	●特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
	●特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要※2
	●特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
	●下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

※１　レベル１～２建材に係る特定粉じん排出等作業の場合は、特定粉じん排出等作業実施届出書（本マニュアル４．２参照）を作成することで作業計画を作成したこととなります。

※２　具体的には、隔離養生の方法、アスベスト含有建材の湿潤化の方法、除去等の方法、清掃の方法、廃棄物の処理の方法などが考えられます。

作業計画（例）

特定粉じん排出等作業の計画（記載例）

発注者	住所 札幌市中央区北○条西○丁目○-○ 氏名 ○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○ （法人にあっては、名称及びその代表者の氏名） 電話番号 XXX-XXX-XXXX
特定工事の名称	○○株式会社社屋解体工事
特定工事の場所	札幌市中央区北○条西○丁目○-○
特定粉じん排出等作業の種類 （大気汚染防止法施行規則別表第7）	■ 1の項 建築物の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項及び5の項を除く） □ 2の項 建築物の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業（かき落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5の項を除く） ■ 3の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業（5の項を除く） ■ 4の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業（1から3の項、次項を除く） □ 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 □ 6の項 建築物等の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 令和○年○○月○○日 至 令和○年○○月○○日
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積	■ 1 吹付け石綿 （1階機械室天井、100m^2） □ 2 石綿を含有する保温材 （ 、 m^2） □ 3 石綿を含有する耐火被覆材 （ 、 m^2） □ 4 石綿を含有する断熱材 （ 、 m^2） ■ 5 石綿を含有する仕上塗材 （外壁、180m^2） ■ 6 石綿を含有する成形板等 （軒天、1～2階床・内壁、350m^2） 詳細は 別紙 のとおり
特定粉じん排出等作業の方法	■除去 □囲い込み □封じ込め □その他（ ）
石綿等の粉じんの発散防止・抑制方法	別紙 のとおり
特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所	氏名 ○○ ○○ 電話番号 XXX-XXXX-XXXX
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	氏名 ○○ ○○ 電話番号 XXX-XXXX-XXXX
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況	別紙 のとおり
特定粉じん排出等作業の工程を示した特定工事の工程の概要	別紙 のとおり
作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法	別紙 のとおり

備考 付近の状況、建築物等の配置図、アスベスト含有建材の使用箇所を示した図面、作業工程の概要（例：隔離養生の方法、アスベスト含有建材の湿潤化・除去の方法、労働者のばく露防止の方法等）を添付すること。

※ 本様式は本マニュアル表紙のURL先からダウンロードできます。

その他、次の資料などを添付します。

●アスベスト含有建材の使用箇所を示した図面　●建築物等の配置図　●付近状況
●作業工程の概要（例：隔離養生の方法、アスベスト含有建材の湿潤化・除去の方法等）

関係資料一式（例）

作業工程の概要

建築物等の配置図・付近状況

アスベスト含有建材の使用箇所を示した図面

特定粉じん排出等作業の計画（記載例）

発注者	住所　札幌市中央区北○条西○丁目○-○ 氏名　○○株式会社　代表取締役　○○　○○ （法人にあっては、名称及びその代表者の氏名） 電話番号　XXX-XXX-XXXX
特定工事の名称	○○株式会社社屋解体工事
特定工事の場所	札幌市中央区北○条西○丁目○-○
特定粉じん排出等作業の種類 （大気汚染防止法施行規則別表第7）	■ 1の項　建築物の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項及び5の項を除く） □ 2の項　建築物の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業（かき落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5の項を除く） ■ 3の項　建築物の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業（5の項を除く） ■ 4の項　建築物の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業（1から3の項、次項を除く） □ 5の項　特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 □ 6の項　建築物等の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自　令和○年○○月○○日 至　令和○年○○月○○日
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積	■ 1　吹付け石綿　（1階機械室天井、100m^2） □ 2　石綿を含有する保温材　（　　、　　m^2） □ 3　石綿を含有する耐火被覆材　（　　、　　m^2） □ 4　石綿を含有する断熱材　（　　、　　m^2） ■ 5　石綿を含有する仕上塗材　（外壁、180m^2） ■ 6　石綿を含有する成形板等　（軒天、1～2階床・内壁、350m^2） 詳細は　別紙　のとおり
特定粉じん排出等作業の方法	■除去　□囲い込み　□封じ込め　□その他（　　）
石綿等の粉じんの発散防止・抑制方法	別紙　のとおり
特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所	氏名　○○　○○ 電話番号　XXX-XXXX-XXXX
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	氏名　○○　○○ 電話番号　XXX-XXXX-XXXX
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況	別紙　のとおり
特定粉じん排出等作業の工程を示した特定工事の工程の概要	別紙　のとおり
作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法	別紙　のとおり

備考　付近の状況、建築物等の配置図、アスベスト含有建材の使用箇所を示した図面、作業工程の概要（例：隔離養生の方法、アスベスト含有建材の湿潤化・除去の方法、労働者のばく露防止の方法等）を添付すること。

4．2　特定粉じん排出等作業実施届出書の提出

関係規程：法第18条の17第１～３項　／　法施行令第10条の２　／　法施行規則第10条の４第１～２項、第13条第１項・第４項、第13条の２、第13条の３　／　条例第53条　／　条例施行規則第29条　／
国マニュアル「２．２．９」、「４．５．１～４．５．２」

届出対象特定工事の発注者（又は自主施工者）は、特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、札幌市長へ特定粉じん排出等作業実施届出書を提出する必要があります。

対象作業	レベル１～２建材に係る特定粉じん排出等作業※1
提出期限	レベル１～２建材に係る特定粉じん排出等作業を開始する日※2の14日前まで※3
提出先	札幌市環境局環境対策課 〒060-8611　札幌市中央区北1条西2丁目　札幌市役所12階 電話：011-211-2882 E-Mail：kankyo_taisaku@city.sapporo.jp
提出方法	●紙で提出 正副２部を上記提出先へ持参又は郵送※4してください。 ●電子メールで提出※5 届出書と添付書類の電子ファイルを上記メールアドレスへ送信※4してください。

※１　アスベスト含有建材に直接触れない作業であっても、当該作業によってアスベストが飛散するおそれのあるものは、特定粉じん排出等作業実施届出書を提出してください。
　同一の建築物又は同一の工場若しくは事業場において行われる複数の特定粉じん排出等作業については、1つの届出書によって提出できます。

※２　解体等工事の開始日ではなく、アスベスト含有建材の除去等のために作業場の隔離養生等を開始する日

※３　特定粉じん排出等作業実施届出書の審査が終了した後、やむを得ず届出書の内容を変更する必要が生じた場合は、事前に札幌市環境局環境対策課に相談してください。なお、除去範囲等の重要な事項を変更する場合は、新たな届出書の提出が必要になる場合があります。

※４　各日の閉庁時間（平日の17時15分～23時59分、土日祝日及び年末年始）に届いた場合は、翌開庁日が届出書の受付日となります。

※５　メールの内容によってはスパムメール等と認識され、札幌市が受信できない場合がありますので、電子メールで提出される場合は、必ずメール送信後に電話等で受信確認の連絡をしてください。なお、札幌市が受信できる電子メールの容量の上限は1通あたり50MBとなります。

届出様式	法施行規則の「様式第３の５」に添付書類を添付します。
届出内容 「様式第3の5」に記入します	●発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
	●届出対象特定工事の場所
	●特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
	●特定粉じん排出等作業の種類
	●特定粉じん排出等作業の実施の期間
	●特定粉じん排出等作業の方法
	●特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法（作業場を負圧隔離する方法等）により行わないときは、その理由
	●特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
	●下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
添付書類	●特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
	○付近の状況がわかる周辺地図
	○建築物等、事前調査結果、廃石綿等の一時保管場所を示す配置図
	○特定建築材料の使用箇所を示す図面
	○隔離養生、セキュリティゾーン、集じん・排気装置とその排気口の設置位置を示す図面
	●特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
	○隔離養生等の敷設方法
	○集じん・排気装置の点検方法
	○特定建築材材料の湿潤化・除去方法
	○その他、作業基準を遵守することがわかる具体的な工程
	●施工管理組織図（発注者（担当者の氏名含む）、元請業者（特別管理産業廃棄物管理責任者※6の氏名含む）、下請負人、特定粉じん濃度測定の分析業者、廃石綿等の収集運搬業者・最終処分先、それらの連絡先を示すもの）
	●特定粉じん濃度測定の測定方法を記載した書面及びその測定箇所を示す図面
	●使用予定の機器及び資材の数量の一覧を記載した書面
	●特定粉じん等（廃石綿等）の処理方法を記載した書面
	●積算書（以下の根拠を示すもの）
	○特定建築材料の使用面積 ／ ○プラスチックシートの必要数
	○薬液の必要数 ／ ○集じん・排気装置の必要台数
	●使用する薬液、集じん・排気装置の排気能力がわかるカタログ等
	●特定建築材料の状態がわかる写真等（封じ込め・囲い込みを行う場合のみ）

※６　特定工事の元請業者（又は自主施工者）は、廃棄物処理法に基づき、事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する必要があります。また、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置又は変更した場合は、「特別管理産業廃棄物管理責任者設置・変更報告書」を札幌市環境局事業廃棄物課（電話：011-211-2927）へ提出する必要があります。

特定粉じん排出等作業実施届出書

様式第３の５

特定粉じん排出等作業実施届出書

年　　月　　日

（宛先）札幌市長

〒

届出者　住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第 18 条の 17 第１項（第２項）の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="2">届出対象特定工事の場所</td><td colspan="3">（届出対象特定工事の名称）</td></tr>
<tr><td colspan="2">届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">特定粉じん排出等作業の種類</td><td colspan="3">大気汚染防止法施行規則別表第７
１の項 建築物等の解体作業（次項又は５の項を除く）
２の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業（掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（５の項を除く）
５の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業
６の項 改造・補修作業　（件）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">特定粉じん排出等作業の実施の期間</td><td>自　　年　　月　　日</td><td>※整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>至　　年　　月　　日</td><td>※受理年月日</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">特定建築材料の種類</td><td>１ 吹付け石綿
２ 石綿を含有する断熱材
３ 石綿を含有する保温材
４ 石綿を含有する耐火被覆材</td><td rowspan="4">※審査結果</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">特定建築材料の使用箇所</td><td>見取図のとおり。</td></tr>
<tr><td colspan="2">特定建築材料の使用面積</td><td>m^2</td></tr>
<tr><td colspan="2">特定粉じん排出等作業の方法</td><td>別紙のとおり。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">参考事項</td><td rowspan="2">特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要</td><td>建築物（耐火・準耐火・その他）
延べ面積　　m^2（　　階建）</td><td rowspan="2">※備考</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>その他工作物</td></tr>
<tr><td>届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所</td><td colspan="3">電話番号</td></tr>
<tr><td>下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所</td><td colspan="3">電話番号</td></tr>
</table>

備考　１ 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及びこれらの特定建築材料の使用箇所を記入すること。

２ 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもつて、大気汚染防止法施行規則第 10 条の４第２項第１号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第３号及び第４号に規定する事項を記載した書類と見なす。

３ ※印の欄には、記載しないこと。

４ 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格Ａ４とすること。

※本様式は本マニュアル表紙のURL先からダウンロードできます。

特定粉じん排出等作業実施届出書　別紙

別紙

特定粉じん排出等作業の方法

特定粉じん排出等作業における措置		除去・囲い込み・封じ込め・その他
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由		
集じん・排気装置	機種・型式・設置数	
	排気能力（m^3／min）	（1時間当たり換気回数　　回）
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率（%）	
使用する資材及びその種類		
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		

備考　1　本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
2　使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
3　その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
4　作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量（m^3）並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

※本様式は本マニュアル表紙のURL先からダウンロードできます。

⚠注意！

●不備のある届出書

届出書は空欄の無いよう記載し、必ず添付書類一式とともに提出してください。必要事項が記載されていない届出書や添付書類が不足した届出書は、受付ができない場合があります。

●内容が不明瞭な届出書

作業工程の説明が不十分、計算誤りのある積算書、根拠が不明な数値があるなどの届出書は、工事関係者の誤認に繋がるだけではなく、審査にも時間を要することとなります。

正確かつ明瞭な内容とするよう努めてください。

その他、以下の書類を添付します。

- ●特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- ●特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ●施工管理組織図
- ●特定粉じん濃度測定の測定方法を記載した書面及びその測定箇所を示す図面
- ●使用予定の機器及び資材の数量の一覧を記載した書面
- ●特定粉じん等（廃石綿等）の処理方法を記載した書面
- ●積算書
- ●使用する薬液、集じん・排気装置の排気能力がわかるカタログ等（積算根拠となるもの）
- ●特定建築材料の状態がわかる写真等（封じ込め・囲い込みを行う場合のみ）

関係書類一式（例）

４．３　下請負人への説明等

関係規程：法第18条の16第３項、第18条の22　／　法施行規則第16条の12　／　条例第57条第３項　／
条例施行規則第29条　／　国マニュアル「２．２．８.⑵～⑶」、「４．４．３」

特定工事の元請業者は、下請負人に対して特定粉じん排出等作業の方法等を説明し、各下請負人が特定粉じん排出等作業を適切に行うよう、指導に努める必要があります。

説明方法	書面による説明が望ましい※1

説明事項	作業対象のアスベスト含有建材のレベル※2	
	１・２	３
●特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	○	○
●特定粉じん排出等作業の種類	○	○
●特定粉じん排出等作業の実施の期間	○	○
●特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積	○	○
●施工管理組織	○	
●特定粉じんの濃度の測定方法及びその測定箇所	○	
●使用機器及び資材	○	
●特定粉じん等（廃棄物）の処理方法	○	

※１　適切な作業計画又は特定粉じん排出等作業実施届出書には説明すべき事項が全て記載されているため、これらを下請負人へ提示して説明してもよい。
※２　アスベスト含有建材のレベルに応じて、「○」のある事項について説明が必要となります。

5　除去等の方法・作業基準

5．1　飛散防止策の遵守

関係規程：法第18条の14、第18条の16第１～２項、第18条の19～第18条の20　／　法施行規則第16条の４、
第16条の13～第16条の15、別表第７　／　条例第51条　／　条例施行規則第28条、別表６　／
令和３年札幌市告示第1584号　／　国マニュアル「２．２．４.⑹」、「２．２．８.⑴」、「２．２.11」

特定工事の元請業者・下請負人（又は自主施工者）は、建築物等に使用されたアスベスト含有建材の種類に応じて規定された作業の方法や作業基準等を遵守しながら特定粉じん排出等作業を行う必要があります※1。

また、発注者は、施工方法、工期、工事費等の請負契約において、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮する必要があります。これは、元請業者と下請負人との関係においても同様です。

建材レベル	作業の方法		作業基準等
レベル１～２	除去	作業場を負圧隔離する方法	➡　５．３
		その他の方法（グローブバッグ工法）	➡　５．４
	封じ込め・囲い込み※2		➡　５．５
レベル３	除去		➡　５．６（成形板等）
レベル３	除去		➡　５．７（仕上塗材）

※１　作業にあたっては、関係法令を遵守することはもちろん、原則、国マニュアル、「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説（日本建築センター）」及び本マニュアルに沿って行ってください。

なお、作業基準等に沿った作業が著しく困難な現場については、必ず事前に札幌市環境局環境対策課へ作業方法を相談してください。

※２　建築物等の解体工事における特定粉じん排出等作業の措置として「封じ込め・囲い込み」を行うことはできません。また、封じ込め・囲い込み作業を行うにあたっては、当該部分の特定建築材料の状態（劣化状態、下地との接着状態）を確認し、状態不良が認められる場合には、除去作業を行う必要があります。

5．2　作業状況の記録

関係規程：法第18条の14、同第18条の20　／　法施行規則第16条の４　／
国マニュアル「２．２．４.⑶～⑷」、「４.15.１～４.15.２」

元請業者・下請負人（又は自主施工者）は、作業の実施状況等を記録し※1、元請業者はそれらの情報から作業が作業計画に基づいて適切に行われていることを確認する必要があります。

保存期間	特定工事が終了するまでの間（電磁的記録による保存も可）※2
記録事項	●特定粉じん排出等作業の実施状況※3（次の事項を含む。）
	○除去等の完了の確認をした年月日、確認の結果※4及び確認者の氏名 （確認者が必要な知識を有する者に該当することを証明する書類の写し※5を添付）
	○作業基準の次の確認を行った年月日、確認方法、確認結果、確認者の氏名※3
	・　集じん・排気装置が正常に稼働していることの確認
	・　作業場及び前室が負圧に保たれていることの確認
	・　作業場の隔離を解くに当たって、アスベストが大気中へ排出等されるおそれがないことの確認

※１　元請業者・下請負人（又は自主施工者）の誰がどの事項を記録するかは、工事の分担関係に応じて決めておきます。
※２　本記録は「７．１　作業結果の記録」の作成にあたって活用します。
※３　表中の事項の他、作業基準の各規程に対応した当該作業の状況がそれぞれ確認できるよう、写真、動画等を使用して作成します。
※４　確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合はその内容も記録します。
※５　建築物石綿含有建材調査者・工作物石綿含有建材調査者の講習修了証、令和５年10月の事前調査者の義務付け適用前までの一般社団法人日本アスベスト調査診断協会の登録証（ただし、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者に限る）、石綿作業主任者技能講習の講習修了証を意味します（令和２年11月30日付施行通知、令和５年６月23日付施行通知）。

図4.15.2 石綿含有吹付け材の切断等を行う作業における記録・確認の例
石綿含有吹付け材の切断等を行う作業における記録・確認の流れ

国マニュアルより

表4.15.2 石綿含有吹付け材の切断等を行う作業における記録事項の例（除去作業前）

作業時期	項目	確認欄	記録事項	記録の時期	記録の趣旨
除去作業前	1．掲示	□	掲示板（近景・遠景） 作業実施の掲示、事前調査結果の掲示、関係者以外立入禁止の表示、石綿の人体に及ぼす作用・取り扱い上の注意事項・使用すべき保護具等の掲示	掲示板の設置時～除去作業日の除去開始前	・作業実施の掲示や事前調査結果の掲示は、周辺住民や作業者が、当該除去等作業の内容を把握するためのツールである。 ・関係者以外立入禁止の表示等は、石綿則に基づき表示・掲示が必要なものであり作業現場の見やすい箇所、作業者が見やすい箇所に表示・掲示する必要がある。 ・掲示板の内容が大防法・石綿則に規定する内容を満たしており（近景）、公衆や作業者の見やすい位置に設置されている（遠景）ことを示すために記録する。 ・写真による記録が必要。
	2．特別教育	□	特別教育の受講者名簿又は過去の受講記録	入所時	・適切な除去等作業の実施にあたり、除去等作業を行う者全員が、石綿の有害性、石綿等の使用状況等の特別教育を受けていることを示すために記録する。 ・3年間の記録の保存義務（安衛則）
	3．作業場の隔離、セキュリティゾーンの設置	□	隔離の実施状況、セキュリティゾーンの設置状況	隔離、セキュリティゾーンの設置時	・計画どおりの隔離措置がなされ、石綿等の粉じんがセキュリティゾーン（更衣室、洗身室、前室の3室）の設置により作業場外部へ飛散することの防止及び除去作業に従事する作業者等工事関係者以外の者の立入を遮断できていることを示すために記録する。 ・写真による記録が必要。
	4．集じん・排気装置の設置	□	【集じん・排気装置の設置】 装置の型式、設置日時、設置者氏名、設置状況、適正稼働確認の方法、確認結果	集じん・排気装置の設置時	・HEPAフィルタを付けた集じん・排気装置が設置時に事前点検されており、粉じん濃度等の結果から正常に稼働することを示すために記録する。 ・作業場内の空気の溜まりや排気ダクトの圧力損失等がなく、適切に設置されていることを示すために記録する。 ・集じん・排気装置の型式や換気回数はパンフレット等、設置状況は写真や図面、適正稼働確認の結果は点検記録簿の写しがあるとよい。
	5．集じん・排気装置の点検、作業場及びセキュリティゾーンの負圧保持	□	【集じん・排気装置の適正稼働確認】 確認日時、確認方法、確認結果、確認者氏名 【作業場及びセキュリティゾーンの負圧】 確認日時、確認方法、確認結果、確認者氏名	除去作業日の除去開始前	【集じん・排気装置の適正稼働確認】 ・設置時同様、除去作業日毎の除去開始前に集じん排気装置が適正稼働していたことを確認するために記録する。 【作業場及びセキュリティゾーンの負圧】 ・除去作業日の除去開始前に作業場及びセキュリティゾーンの負圧が確保されていたことを確認するために記録する。 ・点検記録表があるとよい。

確認年月日：　　年　　月　　日

確認者：（所属）　　（氏名）

国マニュアルより

表4.15.3 石綿含有吹付け材の切断等を行う作業における記録事項の例（除去作業中）

作業時期	項目	確認欄	記録事項	記録の時期	記録の趣旨
除去作業中	1．石綿含有建材の湿潤化	□	湿潤化に用いた薬液名、薬液の散布状況	除去作業日ごと	・粉じん飛散抑制剤が用途に対して適切に使用されていることを示すために記録する。 ・作業場所ごとに薬液名や散布状況が分かるものが必要。
	2．石綿含有建材の除去	□	除去作業の方法、作業範囲、状況	除去作業日ごと	・大気中への飛散や作業者へのばく露を防止するための措置がとられ、除去等作業が適切に行われていることを示すために除去等作業の方法、範囲、状況等の概要を記録する。 ・作業計画書の図面のほか、作業場所ごとに除去前後の写真、除去作業中の写真などが必要。
	3．作業場及びセキュリティゾーンの負圧保持	□	【作業場及びセキュリティゾーンの負圧】 確認日時、確認方法、確認結果、確認者氏名	除去作業日ごとに数回（入退出時等）	・作業者の入退出時に負圧不備により石綿が飛散する事例があることから、除去等作業中においても、作業者の休憩時等の出入の際に正常に稼働していることを示すために適宜記録する。 ・点検記録表での記録が望ましい。
	4．集じん・排気装置の点検	□ □ □	【集じん・排気装置排出口の粉じん濃度】 確認日時、確認方法、確認結果、確認者氏名 【集じん・排気装置の運転時間】 稼働していた時間 【フィルタ交換等のメンテナンス記録】 実施日時、実施内容、実施者氏名	除去作業日ごとに数回（メンテナンスの記録は実施時、稼働時間は作業終了時）	・除去等作業中においても、集じん・排気装置が正常に稼働していたことを示すために適宜（例えば作業の中断前後）記録する。 ・フィルタ交換等、メンテナンスが正しく行われていることを示すために記録する。（一般的には、1次フィルタは3～4回/日程度、2次フィルタは1回/日程度、HEPAフィルタは1次、2次フィルタを取り替えても目詰まりをおこす可能性のある場合（500 時間程度）に交換する） ・点検記録表での記録が望ましい。
	5．石綿粉じんの処理	□	除去された石綿の梱包及び保管状況、当該梱包への表示	除去作業日ごと	・除去した石綿を放置せずに、適切に表示、梱包、保管していたことを示すために記録する。 ・写真による記録が必要。
	6．使用器具等の付着物の除去又は梱包	□	使用した器具や保護具等を持ち出す際の付着物の除去の状況又はこれらを廃棄する場合の梱包の状況	除去作業日ごと	・石綿が付着したままの使用器具、保護具等を作業場外に持ち出すことは、石綿等の粉じんの飛散につながるおそれがあることから、使用器具、保護具等を作業場外に持ち出す際に付着物が除去されていたこと又は梱包されていたことを示すために記録する。 ・写真があると分かりやすい。
	7．保護具等の着用状況	□	保護具（呼吸用保護具、保護衣）の着用状況	除去作業日ごと	・作業者の石綿ばく露を防止するため、除去対象及び工法により指定された保護衣等の着用が必要であることから、除去等作業者が適切な保護衣、呼吸用保護具等を正しく用いていたことを示すために記録する。 ・写真による記録が必要なほか、資材表や点検記録があると分かりやすい。
	8．従事者の記録	□	除去等作業従事者及び周辺作業従事者の氏名、従事日時、従事した作業	除去作業日ごと	・石綿に関する健康被害は、長時間経過した後に発生することから、石綿等の取扱い作業に従事した者、周辺作業に従事した者の従事期間を示すために記録しておく必要がある。 ・40年間保存（石綿則）

確認年月日：　　年　　月　　日

確認者：（所属）　　（氏名）

国マニュアルより

表4.15.4 石綿含有吹付け材の切断等を行う作業における記録事項の例（除去作業後）

作業時期	項目	確認欄	記録事項	記録の時期	記録の趣旨
除去作業後	1．石綿の取り残しの有無	□	除去対象の石綿が適切に処理されたことの確認	隔離解除前	・石綿を取り残したまま隔離を解除すると作業場外へ飛散するおそれがあるため、確実に除去されていることを確認し、記録する。 4.15.3参照 ・取り残し確認の措置の実施状況及び当該確認を行った者の資格が確認できるものについて、写真等による記録が必要。
	2．除去部分への粉じん飛散防止処理剤の散布	□	散布した薬液名、散布状況	隔離解除前	・粉じん飛散防止処理剤（固化剤）が用途に対して適切に使用されていることを示すために記録する。 ・薬液名や散布状況が分かるものが必要。
	3．石綿粉じんの飛散のおそれがないことの確認	□	隔離内の石綿粉じん等の飛散のおそれがないことの確認日時、確認方法、確認結果、確認の実施者氏名、隔離空間内の清掃の状況	隔離解除前	・何らかの方法で隔離解除の際に、隔離空間内に石綿等の粉じんがないことの確認を行ったことを示すため記録する。 ・確認結果報告書や清掃後の写真などが必要。
	4．作業場内の仕上清掃	□	作業場所の床又は地面等の清掃状況	仕上清掃時	・石綿が残留したまま以降の作業を進めることは石綿の飛散につながるおそれがあるため、作業場所の床や地面等が清掃されてたことを示すために記録する。 ・仕上清掃後の写真などが必要。

確認年月日：　　年　　月　　日

確認者：（所属）　　（氏名）

国マニュアルより